

● 大学通信教育合同入学説明会を開催します

大学通信教育に対する社会の認識と理解を啓発し、また、入学を希望する方に対する希望大学の教育内容の説明と学習相談を目的とし大学通信教育合同入学説明会を開催します。

会場では、各大学、大学院、短期大学別の相談コーナーを設け、参加者は希望する大学の教職員から講義内容・学習方法・受講手続きなどについて、直接相談することができます。

参加者には大学通信教育の概要、学習方法、開設学科一覧、取得できる教員免許・資格などが掲載されている小冊子「大学通信教育ガイド」(大学・短大編)・(大学院編)を配布します。

▶ **日時** 2月25日(土) 午前11時～午後4時

※ 参加申込不要 ※ 入場料無料・入退場自由

▶ **場所** イベントホール松栄ホール(宮城県仙台市宮城野区榴岡1-2-8-6階)

▶ **参加校** 大学22校・大学院9校・短期大学4校

※ 詳しくは、公益財団法人私立大学通信教育協会ホームページ(<http://www.uce.or.jp/>)をご覧ください。

▶ **対象者** 一般および高校生

▶ **問** 公益財団法人私立大学通信教育協会

☎ 03-3818-3870



相続登記Q&A

連載第三回

「お嫁さんは相続人になるの？」

Q.

夫が亡くなりました。結婚・独立した3人の息子がおり長男夫婦と同居していましたが、長男は既に亡くなり子どもはいません。この場合長男のお嫁さん(私たち夫婦と養子縁組はしていません。)は相続人になりますか。

A.

お嫁さん(子の配偶者。以下同じ。)は相続人にはなりません。今回のケースでは、ご夫婦とお嫁さんは養子縁組していないということで、**妻と二男と三男が相続人です。**

現在の民法で定められている、亡くなられた方に配偶者がいる場合の相続人は次のとおりです。

	配偶者がいる
子がいる	配偶者と子
子がなくて親がいる	配偶者と親
子も親もない	配偶者と兄妹

ただし、お嫁さんが養子縁組をしていた場合は、法律上お嫁さんも「子」になりますので、お嫁さんも相続人になります。

今回のテーマは、「遺言書が争いを防止する」です。

▼ **問** 福島地方務局

☎ 024-534-2045

お嫁さん(子の配偶者)に相続権を認めていません。

★広告主募集中!★

広報みはるに広告掲載を希望する方を募集しています。掲載要件などがありますので、お問い合わせください。町ホームページにも詳細を掲載しています。

▶ **広告掲載料**(掲載1回につき)

▷ 1段枠 2万円 ※連続12回 20万円

▷ 2分の1段枠 1万円 ※連続12回 10万円

▶ **申込・問** 総務課 企画情報グループ ☎ 62-8125

広告欄